

史料紹介

私立有漢教員養成所學則(その三)

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要
(通巻第56号抜刷)

報告・資料

史料紹介

私立有漢教員養成所學則（その二）

An introduction to historical documents : rules and regulations of Ukan Private Institute of Teacher Training (3)

遠藤 健 治

キーワード：教員養成、小学校教員、裁縫専科正教員、岡山県、私立有漢教員養成所

一、小論の目的

小論は、これまで報告した「史料紹介 私立有漢教員養成所學則（その一）」（美作大学・美作大学短期大学部、『紀要』第四二号・第五四号、平成二一年、一ページ〜九ページ）、「史料紹介 私立有漢教員養成所學則（その二）」（美作大学・美作大学短期大学部、『紀要』第四三号・第五五号、平成二二年、一ページ〜七ページ）を継承し、岡山県下に展開された小学校教員養成所のうち私立有漢教員養成所を取り上げ、元有漢町教育委員会社会教育指導員 蛭田禎男氏所蔵の岡山県上房郡私立有漢教員養成所編、『沿革史』、発行年不明（大正五年頃と推測される）、二二ページから二六ページに掲載される「私立有漢専科正教員養成所學則」を紹介するものである。

再三の繰り返しになるが、小論においても改めて養成所の性格を列記するならば、次の通りである。

(一) 「県訓令第八五号（明治三四年一月六日）」による「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」、「県令第二七号（明治三七年三月二六日）」による「小学校教員養成所規程」、再度「小学校教員養成所規程」の名称のもと両者を統合した「県令第七号（明治四一年一月二三日）」、更にそれを発展的に改めた「県令第五八号（大正二一年八月二二日）」により設置された。

(二) 免許状取得のための検定試験、若しくは師範学校程度に準じ、公、私学であるかを問わず、独立され、また小、中、（高等）女学校等に付設される、あるいは正規の教育課程のうちに含まれる等、多様な形態により創設された。

(三) 全国的にも頻見された郡市立准教員養成所と共に、私学による正教員養成の実践も取り込み、後年には私立教員養成所により主流が占められた。

(四) 小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、尋常小学校准教員、小学校（裁縫）専科正教員の総て、あるいは何れかの供給を目的として設置された。なかでも尋常小学校准教員の養成にあたっては、師範学校予科としての役割も果たされた。

(五) 養成所によっては師範学校本科第二部の創設に先立ち、中学校、高等女学校卒業生等の中等学校卒業生を対象に含み、数ヶ月から数年の修業期間により、一方で教職歴を問わず、一定の学歴を備える者を教員社会に誘導し、新規免許状の取得が、他方で学歴を問わず、現職教員及び有資格者に研修の機会を提供し、上位免許状の取得が促された。

(六) 修了者には、無試験検定、あるいは臨時試験検定受験といった特典が付与され、養成と検定との極めて緊密な関係のもと、円滑な免許状の取得と、その教員社会への確保が図られた。

以上のような養成所の性格を踏まえ、小論においては、「私立有漢専科正教員養成所學則」の供覧の機会を開くことにより、師範学校といった公学的一方で、私学を含めた県下における教員養成の実相、延い

ては戦前の日本における多様な教員養成の全貌解明への手掛かりを提供することを目的としている。

二、史料の解説

「私立有漢専科正教員養成所學則」は、既に明治三十七年四月に設置されていた男子准教員の養成を目的とする私立有漢准教員養成所（明治三十九年四月に有漢農業補習学校から独立）、女子准教員の養成を目的とする私立有漢女子准教員養成所（明治四十二年四月に有漢女学校から独立）に引き続き⁽¹⁾、専科正教員養成所が新設されるに伴い、大正二年三月一八日に制定された⁽²⁾。それに係る岡山県からの指令を引用するならば、次の通りである⁽³⁾。

岡山県指令学甲第四六九号 上房郡有漢村

佐藤晋一

大正二年三月八日付申請、小学校裁縫専科正教員養成所設置ノ件、認可ス、

大正二年三月十八日 岡山県知事 大山綱昌

本則も、既設の二養成所學則と同様、「小学校教員養成所ヲ設立セントスルモノハ、本令ノ規程ニ依リ、知事ノ認可ヲ受クヘシ⁽⁴⁾」「本令ノ規程ニ依ラサルモノハ、小学校教員養成所ト称スルコト得ス⁽⁵⁾」とされた「県令第七号」に拠り定められた。その第三条を引用するならば、次の通りである⁽⁶⁾。

第三条 學則中ニ定ムヘキ事項、凡ソ左ノ如シ、

一、養成セントスル教員ノ種別、及定員

一、修業年限、学年、学期、休業日ニ関スル事項

一、学科課程、教授時数等ニ関スル事項

一、授業料、入学科ニ関スル事項

一、寄宿舎ニ関スル事項

一、生徒ノ入退學、及懲戒ニ関スル事項

一、職員ノ服務ニ関スル事項

一、其他、必要ナル事項

こうして本則は、「県令第七号」第三条に倣い、後掲のように九章二四条及び五書式から構成された。ここでは、明治四十二年一月二三日に発せられた「県令第七号」により、入学者の条件として、「小学校施行規則第一百十二条ノ学科目及程度ニ依リテ施行シタル入學試験ニ合格シタルモノ」が加えられたことを踏まえ⁽⁷⁾、また大正四年三月九日に発せられる「県令第一九号」により、「第一学年、第二学年裁縫科毎週教授時数十八時ヲ各二十時トシ、計三十二時ヲ各三十四時ニ改ム」と改定されることを先取りし⁽⁸⁾、養成の主たる内容である定員、入学者の条件、修業期間、養成科目及び程度、教授時数において、県の意向がそのまま反映された。

ところで、「指令」においては、本所の名称が「小学校裁縫専科正教員養成所」とされ、一方「學則」においては、「小学校専科正教員養成所」とされ、その相違から、養成教員の範囲が裁縫科に限定された裁縫専科正教員なのか、裁縫科の他、農業科、工業科、商業科といった実業科も含められた実業専科正教員なのかといった疑義が生じる。

確かに、義務教育年限の延長を契機に、高等小学校が中等諸学校との接続関係をほぼ喪失し、上級学校には進学できないものの、義務教育だけでは満足し得ない大衆上層児童を収容する実用性を重んじた完成教育機関としての性格を強めるに従い⁽⁹⁾、「県令第五八号」をもつて、「県令第七号」は改定される。これにより、従来の裁縫専科正教員養成所は専科正教員養成所へと改められ、養成教員の範囲も裁縫専科正教員から実業専科正教員へと拡張される⁽¹⁰⁾。そのため、本所においても県に先行し、実業専科正教員の養成に着手されたかにも思われる。しかし、學則より、本所においては、あくまでも裁縫科に限定された専科正教員の養成が目指されたことが理解される。

こうした教員の養成は、就学率の上昇、とりわけ低率に止まっていた女子就学率の上昇を促すべく、既に明治三〇年二月一七日に発せられていた「文部省訓令第二二号」により、「男兒ト女兒トハ、務メテ

学級ヲ別ニシ、各其性質、習慣ト生活ノ必要トニ応シ、最モ適切ナル方法ヲ以テ、之ヲ教育セン」と、小学校教育における男女別学が志向されると共に、裁縫科の必修化が進められ、裁縫専科正教員への需要が高まっていたことによる。高等小学校においては、「第二次小学校令（勅令第二一五号、明治三年一〇月六日）」第四条により「高等小学校ノ教科目ハ修身、読書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、外国地理、理科、図画、唱歌、体操トス、女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フルモノトス」、尋常小学校においては、「勅令第五二号（明治四〇年三月二一日）」により「第三次小学校令」第一九条が改定され、「尋常小学校ノ教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操トシ、女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ」と定められていたのである。

そのため、師範学校においては、「文部省令第二〇号（明治四三年七月七日）」により、「師範学校規程（文部省令第一二二号、明治四〇年四月一七日）」第六九条が改定され、裁縫専科正教員の養成を含めた講習科の設置が認められた。

これを受けて、「県令第九号（大正四年二月三日）」により、「岡山県女子師範学校学則（県令第一号、大正二年一月一三日）」第四一条が、次のように改定された¹¹⁾。

第四十一条 小学校教員講習科ハ、之ヲ甲種、乙種及裁縫ノ三種ニ分ツ、甲種講習科ハ小学校教員免許状ヲ有スル者ニ必要ナル講習ヲナスモノトシ、乙種講習科ハ尋常小学校本科正教員タラントスル者ニ、裁縫講習科ハ小学校裁縫科正教員タラントスル者ニ必要ナル講習ヲナスモノトス、

こうして岡山県女子師範学校においては、従来の甲種講習科による現職教育、乙種講習科による尋常小学校本科正教員の養成に加え、新たに裁縫講習科が設置され、裁縫専科正教員の養成が開始された。

一方、養成所においても、これと前後して、裁縫専科正教員の養成に着手された。現時点において、本所を除き、その所在が確認される裁縫専科正教員養成所を列記するならば、次の通りである。

(一) 岡山実科女学校教員養成科（部）

明治三七年四月、岡山実科女学校内に開所され、大正九年三月に閉所¹²⁾

(二) 赤磐郡裁縫教員養成所

明治四一年九月、赤磐郡教育会により赤磐郡工芸女学校内に開所され、明治四三年一〇月に閉所¹³⁾

(三) 佐藤裁縫女学校教員養成部

大正二年三月、佐藤伎具能により佐藤裁縫女学校（大正三年、佐藤和洋裁縫女学校に改称）内に開所され、昭和七年三月に閉所¹⁴⁾

(四) 津山高専裁縫学校裁縫教員養成部（大正九年、専科正教員養成部、大正一〇年、附設教員養成部に改称）

大正四年四月、苫田郡教育会により津山高専裁縫学校（大正九年、津山実科女学校、大正一〇年、津山実科高等女学校に改称）内に開所され、昭和二年三月に閉所¹⁵⁾

(五) 生石教員養成所小学校裁縫専科教員部

大正一三年三月、原田林市により開所され、大正一五年三月に閉所¹⁶⁾

(六) 岡山裁縫教員養成所

大正一三年、片山慶により片山女子高等技芸学校内に開所され、昭和七年三月に閉所¹⁷⁾

かくして、県下においては、佐藤裁縫女学校創始者の佐藤伎具能、片山女子高等技芸学校創始者の片山石を始めとする高名な裁縫師匠が存在し、裁縫私塾及び各種学校の発達を背景に¹⁸⁾、その急需に際し、裁縫専科正教員養成所が頻設された。そして、これと軌を一にして、小論において、その学則を紹介する私立有漢専科正教員養成所も設置へと至ったのである。

三、史料の紹介

「私立有漢専科正教員養成所學則」

●第一章 総則

第一条 本所ハ小学校裁縫専科教員ヲ養成スルヲ以テ目的トシ生徒定員ヲ一学年四十名ニ学年四十名計八十名トス

第二条 入学セシムベキ生徒ハ資格ノ一ヲ具フル女子ニシテ小学校教員トナルノ志望確實ナルモノタルベシ

一、尋常小学校准教員ノ資格アルモノ

二、高等小学校卒業（修業年限旧令四ケ年、新令ニケ年）若クハ高等女学校第二学年修了以上ノモノ

三、年齢満十四歳以上ニシテ小学校令施行規則第百十二条ノ

学科目及程度ニ依リテ施行シタル入学試験ニ合格シタルモノ

●第二章 修業年限学年学期休業日

第三条 修業年限ヲ二ケ年トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル之ヲ左ノ三学期ニ分ツ

第一期 自四月一日至七月三十一日

第二期 自八月一日至十二月三十一日

第三期 自翌年一月一日至三月三十一日

第五条 休業日ヲ定ムル事左ノ如シ

一、祝日 大祭日

二、日曜日

三、夏期休業 八月一日ヨリ同三十一日ニ至ル

四、冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

五、学年末休業 八日間

●第三章 学科課程及教授時数

第六条 学科課程及教授時数左ノ如シ

表 程 課 科 学

計	体 操	裁 縫	算 術	国 語	教 育	修 身	学 科 目	
							第一学年	第二学年
三四	三	二〇	二	五	二	二	毎週教 授時数	毎週教 授時数
	普通体操、遊戯	通常衣類ノ裁縫、洗濯張物ノ仕方	整数、諸等数、小数、分数、比例	講読、文法、作文、習字	教授法ノ大要	道徳ノ要旨、作法		
三四	三	二〇	二	五	二	二	同上	同上
	同上	同上 みしんの用法	同上	同上	同上	同上		

●第四章 成績[㊦]考查

第七条 成績ヲ考查スルニハ日課点ト試験ノ成績トニ拠ル 但シ百点ヲ以テ定点点トス

第八条 試験ヲ分チテ学期末試験学年試験ノ二種トシ学期末試験ニ於テハ其期間所修ノ学業ニ就キテ試験シ学年試験ニ於テハ学年間所修ノ学業ニ就キテ試験スルモノトス

第九条 学期末ノ試験^(成績)ヲ考查スルニハ該試験ノ評点ニ日課点ヲ加ヘニ除シテ之ヲ定ム 但シ学科ノ種類ニ依リ日課点ヲ以テ評点ニ代フルコトアルベシ

第十条 学年末ノ成績ヲ考查スルニハ該試験評点ノ二倍ニ各学期末成績ノ評点ヲ加ヘ五除シテ之ヲ定ム

第十一条 病氣又ハ止ムヲ得ザル事故ニ依リテ学年試験ヲ受クルコト能ハザルモノハ平素ノ成績ヲ考查シ追試験ヲ行フ事アルベシ

第十二条 各学科ノ評点四十点以上通約平均六十点以上ニシテ操行尋常以上ノモノヲ合格トス

第十三条 一学年ノ課程ヲ修了セシ者ニハ第一号書式ノ修業証書ヲ授与ス

●第五章 授業料

第十四条 授業料ハ一、二学年トモ年額十八円トシ左ノ三期ニ分納セシム 但シ既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ返付セズ

第一期 金七円 納入期 四月六日ヨリ同月十二日迄

第二期 金六円 同 九月一日ヨリ同月六日迄

第三期 金五円 同 一月八日ヨリ同月十四日迄

●第六章 寄宿舎

第十五条 遠隔ニシテ自宅ヨリ通学スルヲ得ザル生徒ハ寄宿舎ニ入ラシム 但シ尊族親戚代理保証人其他之ニ準ズル適當ノ監督者アリテ教育上不都合ナシト認ムル家ニ寄宿シテ通学セント欲スルモノニハ所長ニ於テ之ヲ許スコトアルベシ

●第七章 入学及退学

第十六条 入学志願者ハ第三号書式ノ入学願書ニ第四号書式ノ履歴書ヲ添ヘ所属町村長ノ証明ヲ得テ本所長ニ提出スベシ

第十七条 入学ノ許可ヲ得タルモノハ父兄又ハ後見人ヲ以テ保証人ト定メ第五号書式ノ在学証書ヲ差出スベシ

第十八条 入学志願者ノ数募集定員ヲ超過スルトキハ選抜試験ヲ行フ

第十九条 入学ノ上ハ妄リニ半途退学ヲ許サズ

但シ止ムヲ得ザル事故アルトキハ事実ヲ詳記シ保証人連署ニテ本所長ニ願出ツベシ

●第八章 褒賞及懲戒

第二十条 操行学業共ニ優等ナルモノ若クハ特ニ善良ナル行為アリテ他生徒ノ模範トナルベキ者ハ之ヲ褒賞ス

第二十一条 本所ノ規則ヲ悖リ訓誨ニ服セズ其他生徒タルノ本分ヲ失スル者アルトキハ左ノ各号ニ依リ之ヲ懲戒ス

- 一、戒飭
- 二、謹慎
- 三、停学
- 四、退学

●第九章 職員

第二十二条 職員ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉体シ誠実ニ其職務ニ服スベシ

第二十三条 所長ハ庶務ヲ整理シ所属職員ヲ統督ス

第二十四条 職員ハ所長ノ指揮ニ従ヒ教授ヲ担任シ且之ニ属スル業務ヲ掌ルベシ

第一号 (用紙鳥ノ子)

<p>修業証書</p> <p>族籍</p> <p>氏名</p> <p>生年月日</p> <p>右ハ本所第一学年級ノ課程ヲ修了セシコトヲ証ス</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山県上房郡</p> <p>私立有漢専科正教員養成所長氏名</p> <p>割印</p> <p>第何号</p>	<p>所印</p> <p>印長所</p>
--	----------------------

第二号 (用紙烏ノ子)

卒業証書

族籍

所印

氏名

生年月日

右者本所所定ノ教科ヲ履修シ其業ヲ了ヘタリ
依而茲ニ之ヲ証ス

年月日

岡山県上房郡

割印

私立有漢専科正教員養成所長氏名

印長所

第何号

第三号書式 (用紙半紙)

入学願

原籍 県郡町村大字番地

現住所 県郡町村大字番地

族籍 何誰兄妹

氏名

生年月日

右貴所へ入学仕度入学ノ上ハ御規則堅ク相守リ
申ベクニ付御許可相成度別紙関係書類相添へ此
段相願候也

右

氏名

岡山県上房郡私立有漢専科正教員養成所長氏名殿

前書出願ニ付調査候処族籍氏名生年月日等相違
無之小学校令施行規則第百四条ノ各号ニ該当セ
ズ且教員タルニ不都合ノ行為ナキ者タルコトヲ証
明候也

年月日 郡町村長 氏名

印

第四号 (用紙半紙)

履歴書

原籍 県郡町村大字番地

現住所 県郡町村大字番地

族籍 誰何兄妹

氏名

生年月日

一 学業

一 何年何月県郡市町村立何尋常高等小学校卒業其証書写別紙ノ通

一 何年何月ヨリ何年何月迄県郡市町村何誰ニ付何学科修業

二 職業

一 何年何月ヨリ何年何月マテ何職ニ就ク

三 賞罰

一 何年何月何々ニ依リ何所ヨリ何賞ヲ受ク

一 何年何月何々ニ依リ何罰ヲ受ク

右ノ通り相違無之候也

年月日

氏名

印

第五号 (用紙半紙)

在学証書

住所族籍誰何女又ハ妹

氏名

生年月日

右今般入学御許可相成候ニ付テハ御規則堅ク相
守ラセ申スベク尚本人在学中ノ事件ハ一切引受
申スヘク候也

住所族籍父兄後見人

年月日

氏名

印

岡山県上房郡私立有漢専科正教員養成所長氏名殿

- (1) 拙稿、「史料紹介 私立有漢教員養成所學則(その一)」(美作大学・美作大学短期大学部、『紀要』第四二号・第五四号、平成二年、二ページ〜三ページを参照されたい。
- (2) 蛭田禎男、『有漢教員養成所』、有漢町教育委員会、昭和六〇年、二二ページ。
- (3) 蛭田禎男氏所蔵、岡山上房郡私立有漢教員養成所編、『沿革史』、発行年不明、二二ページ。
- (4) 岡山県立記録資料館所蔵、『岡山県報』第一三五号、明治四一年二月一〇日刊。
- (5) 同前。
- (6) 同前。
- (7) 岡山県立記録資料館所蔵、『岡山県報』第一五六号、明治四二年一月一〇日刊。
- (8) 岡山県立記録資料館所蔵、『岡山県報』第三二号、大正四年四月一〇日刊。
- (9) 国立教育研究所、『日本近代教育百年史』第四卷(学校教育二)、一九七四年、九三五ページ〜九三八ページ。
- (10) 岡山県立記録資料館所蔵、『岡山県公報』第九二号、大正一年八月二二日刊。
- (11) 岡山県立記録資料館所蔵、『岡山県報』第三一号、大正四年三月一〇日刊。
- (12) 就実学園創立百周年記念事業実行委員会、『就実学園百年史』、平成一七年、四七四ページ〜四七五ページ。
- (13) 岡尋、『赤磐郡銘鑑』全、赤磐郡銘鑑発行所、昭和二八年、一五七ページ。
- (14) ベル学園高等学校、『創立百二十年のあゆみ』、平成一六年、二一〇ページ〜二二一ページ。
- (15) 創設七十五周年記念史編集委員会、『美作学園七十五年史』、
- (16) 美作学園、平成三年、五二二ページ、六〇一ページ。
- (17) 原田博史、『岡山女子短期大学40周年史』、岡山女子短期大学、平成六年、四一四ページ。
- (18) 杉慎吾、『春秋の賦―翠松教育百年の軌跡―』、倉敷翠松高等学校、昭和五八年、五三六ページ。
- (19) 岡山県教育委員会、岡山県産業教育振興会、『岡山県産業教育百年史』、岡山県産業教育振興会、昭和六一年、一九六ページ。
- (謝辞)
- 小論は、前々回発表「史料紹介 私立有漢教員養成所學則(その一)」、前回発表「史料紹介 私立有漢教員養成所學則(その二)」と同様、蛭田禎男先生、秋葉將先生の一方ならぬご学恩の賜物であります。また、福武教育文化振興財団平成二二年度教育研究助成による成果の一部でもあります。この場をお借り致しまして、両先生、並びに同財団を始め、養成所に係る調査に際し、お力添え戴きました関係各位に心よりお礼申し上げます。

